

アジアの家族法典の邦訳 1

マカオ民法典^[注1] - 抄訳(1)

改正公布 一九九九年 八月三日 (第 39/99/M 號法令)

施行 一九九九年十一月一日 (第 48/99/M 號法令)

訳 宮畑加奈子 (広島経済大学経済学部准教授)

監修 小川富之 (近畿大学法学部教授)

目次

| | |
|------------------------------|---------------|
| 第四卷 親族(親屬)法(一四六一 - 一八六三条) | |
| 第一編 一般規定 | |
| 第一章 親族法律關係 | (一四六一 - 一四七〇) |
| 第二章 事實婚 | (一四七一 - 一四七二) |
| 第二編 婚姻 | |
| 第一章 婚約 | (一四七三 - 一四七七) |
| (以上本号) | |
| 第二章 婚姻締結の要件 | |
| 第一節 婚姻障害 | (一四七八 - 一四八四) |
| 第二節 婚姻手続 | (一四八五 - 一四八九) |
| 第三章 婚姻の締結 | |
| 第一節 一般規定 | (一四九〇 - 一四九六) |
| 第二節 緊急婚 | (一四九七 - 一四九九) |
| 第四章 有効でない婚姻 | |
| 第一節 一般規定 | (一五〇〇) |
| 第二節 婚姻の不存在 | (一五〇一 - 一五〇三) |
| 第三節 取り消しうべき婚姻 | |
| 第五章 誤想婚 | (一五〇四 - 一五〇八) |
| 第六章 特別制裁 | (一五〇九 - 一五二〇) |
| 第七章 婚姻登録 | (一五二一 - 一五三二) |
| 第一節 一般規定 | (一五三三 - 一五三五) |
| 第二節 転記方式による登録 | (一五三六 - 一五三九) |
| 第三節 登録の効力 | (一五三〇 - 一五三一) |
| 第八章 婚姻關係にある夫婦双方の身上及び財産に対する効力 | |
| 第一節 一般規定 | (一五三二 - 一五五六) |
| 第二節 夫婦の債務 | (一五五七 - 一五六五) |
| 第三節 婚姻協定 | (一五六六 - 一五七八) |

| | |
|---------------------|---------------|
| 第四節 財産制度 | (一五七九 - 一六一一) |
| 第九章 婚姻による贈与及び夫婦間の贈与 | |
| 第一節 婚姻による贈与 | (一六一二 - 一六一九) |
| 第二節 夫婦間の贈与 | (一六二〇 - 一六三三) |
| 第十章 裁判による財産分割 | (一六三四 - 一六三七) |
| 第十一章 離婚 | |
| 第一節 一般規定 | (一六二八 - 一六三九) |
| 第二節 協議離婚 | (一六三〇 - 一六三四) |
| 第三節 裁判離婚 | (一六三五 - 一六四二) |
| 第四節 離婚の効力 | (一六四三 - 一六四八) |
| 第三編 親子關係 | |
| 第一章 親子關係の確立 | |
| 第一節 一般規定 | (一六四九 - 一六五六) |
| 第二節 母の身分及び父の身分の確立 | (一六五七 - 一七二二) |
| 第三節 生殖補助医療 | (一七二三 - 一七八) |
| 第一章 親子關係の効力 | |
| 第一節 一般規定 | (一七二九 - 一七三二) |
| 第二節 親権 | (一七三三 - 一七七六) |
| 第三節 親権を補完する方法 | (一七七七 - 一八二四) |
| 第四編 養子縁組 | |
| 第一章 養子關係の設定 | (一八二五 - 一八三七) |
| 第二章 養子縁組の効力 | (一八三八 - 一八四三) |
| 第五編 扶養 | |
| 第一章 一般規定 | (一八四四 - 一八五五) |
| 第二章 特別規定 | (一八五六 - 一八六三) |

本稿は抄訳であり、邦訳条文はゴシック体で示した。

第四巻 親族法

第一編 一般規定

第一章 親族法律関係

第一四六一条 (親族法律関係の淵源)

婚姻、血族関係、姻族関係及び養子縁組はすべて親族法律関係の淵源とする。

第一四六二条 (婚姻注2の概念)

婚姻とは、男女双方が本法典の規定する共同生活により家庭を形成することを目的とする契約である。

第一四六三条 (血族関係の概念)

血族関係とは、当事者間において一方を他方の後裔注3とし、又は当事者が共同の始祖を介してつながっている関係を指す。

第一四六四条 (血族関係の要素)

血族の親等は血族間の世代数によってこれを数える。一世代を一親等とし、共同始祖を介して連なる血族をもって一親族を構成する。

第一四六五条 (血族親系)

血族関係を有する当事者間において

一方を他方の後裔とする者を直系血族と称する。血族関係を有する当事者間において一方は他方の後裔ではないが、両人が共同の始祖を有する者を傍系血族と称する。

直系血族には、直系卑属及び直系尊属があり、自己から由来する者を直系卑属と呼び、自己が由来する者を直系尊属と呼ぶ。

第一四六六条 (親等の計算)

直系血族間の親等数は、当該親系を構成する血族から始祖である直系尊属を除外した後、その他の血族の総数を数えるものとする。

傍系血族の親等数は、前項の方式で計算し、一方の血族から直系の共同始祖までさかのぼって数え、さらに当該共同始祖から下に他方の血族まで数える。ただし、当該共同始祖は計算に含まないものとする。

第一四六七条 (血族関係の制限)

直系の場合はすべて、傍系の場合は四親等内の血族関係に限り、親族としての法的効力を生ずるものとする。

る。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第一四六八条 (姻族関係の概念)

姻族関係とは、夫婦のいずれか一方と他方の血族の関係をいう。

第一四六九条 (姻族関係の要素及び終了)

姻族関係は血族関係と同様の範囲とする注4。

婚姻が死亡によって解消されたときであっても、姻族関係はこれにより終了しないものとする。ただし、姻族関係は、離婚に伴い終了する。

第一四七〇条 (養子縁組の概念) 一注5

養子縁組とは、第一八二五条以下の規定により、法によって当事者間に確立された関係を指すものとする。この関係は自然の親子関係に類似するが、血縁関係ではない。

第二章 事実婚

第一四七一条 (概念)

自らの意思で夫婦に類似した状況下で生活する当事者の関係を事実婚